

市第157号議案 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可について（診療報酬改定に伴う関係規定の変更）

1 趣 旨

平成20年4月の診療報酬改定に関する厚生労働省告示が平成20年3月5日に行われたことにより、認可中において引用している告示番号が変更されたことから、関係する規定を変更します。

なお、告示番号を規定中に引用している場合、告示番号が変更される都度、認可を変更する必要がありますので、告示を引用する形式から、根拠である健康保険法等の規定を直接引用する形式に改めます。

※ 地方独立行政法人法

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

2 今回の変更内容（「公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可」（関係部分抜粋））

現 行	変 更 案
<p>10 一般診療（次項から第14項までに掲げる以外の診療をいう。以下同じ。）</p> <p>(1) <u>診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)</u>、</p> <p>(2) <u>入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)別表食事療養及び生活療養の費用額算定表及び</u></p> <p>(3) <u>保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第496号)</u></p> <p><u>(以下「算定告示等」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)</u></p>	<p>10 一般診療（次項から第14項までに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。）</p> <p><u>次に掲げる算定方法又は基準（以下「算定方法等」という。）により算定した額。ただし、消</u></p>

(裏面あり)

<p>第6条第1項の規定により消費税を課されない 一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該 算定した額に1.05を乗じて得た額</p> <p>11 …<u>算定告示等</u>を基準として…</p> <p>12 …<u>算定告示等</u>を基準として…</p> <p>14 …<u>健康保険法（大正11年法律第70号）</u>…</p> <p>15 …<u>診療報酬の算定方法</u>により…</p> <p>(以下省略)</p>	<p>費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項 の規定により消費税を課されない一般診療以外 の一般診療を受けるときは、当該算定した額に 1.05を乗じて得た額</p> <p>(1) <u>健康保険法（大正11年法律第70号）第76 条第2項（同法第149条において準用する 場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関 する法律（昭和57年法律第80号）第71 条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が 定める療養の給付に要する費用の額の算定 方法</u></p> <p>(2) <u>健康保険法第85条第2項及び第85条の2 第2項（これらの規定を同法第149条にお いて準用する場合を含む。）並びに高齢者の 医療の確保に関する法律第74条第2項及 び第75条第2項の規定に基づき、厚生労働 大臣が定める入院時食事療養費に係る食事 療養及び入院時生活療養費に係る生活療養 に要する費用の額の算定に関する基準</u></p> <p>(3) <u>健康保険法第86条第2項第1号（同法第 149条において準用する場合を含む。）及び 高齢者の医療の確保に関する法律第76条 第2項第1号の規定に基づき、厚生労働大 臣が定める保険外併用療養費に係る療養 （食事療養及び生活療養を除く。）に要する 費用の額の算定方法</u></p> <p>11 …<u>算定方法等</u>を基準として…</p> <p>12 …<u>算定方法等</u>を基準として…</p> <p>14 …<u>健康保険法</u>…</p> <p>15 …<u>第10項第1号に掲げる算定方法</u>により…</p> <p>(以下省略)</p>
--	---